

「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方」に関する当社の考え方

株式会社NTTドコモ

2009年3月6日

1. 規制の枠組み

- ◆ 有限希少な周波数の割当てを受けている携帯電話特有の事情を踏まえ、適正かつ円滑な接続の確保の観点から、現状の第二種指定電気通信設備制度の規制レベルについて、全ての携帯電話事業者に適用することが適当。
- ◆ 接続における「最低限の担保措置」としての第二種指定電気通信設備規制は現状レベルの維持を基本とし、不可欠設備としての第一種指定設備と同等の規制を課すことは合理的ではない。

2. 接続料算定の明確化・格差問題

- ◆ 「適正な原価」や「適正な利潤」の内容・算定方法の明確化を図ることに賛同。
- ◆ その適用にあたっては、携帯事業者間の接続料の格差が拡大しつつあることを踏まえ、全ての携帯事業者を対象とすべき。
- ◆ 算定方法の明確化を図る以上、算定方法の検証は必要。

3. ローミング等のルール化

- ◆ ローミングのルール化を図る場合、ローミングはあくまで新規参入事業者を対象（既存事業者への提供を強いられない）とする時限的な措置であること等を明確にすべき。
- ◆ 鉄塔等の設備共用については、現状、事業者の自主的な取組みにより進められているところ。

4. 通信プラットフォームのオープン化

- ◆ 通信プラットフォームのオープン化については、「通信プラットフォーム研究会」報告書に記載されているように、ビジネスベースを基本としつつ、全ての事業者が取組むべき課題。

(1) 第二種指定電気通信設備規制の対象事業者の在り方

- 有限希少な周波数の割当てを受けている携帯電話特有の事情を踏まえ、適正かつ円滑な接続の確保の観点から、現状の第二種指定電気通信設備制度の規制レベルについて、全ての携帯事業者に適用することが適当と考えます。

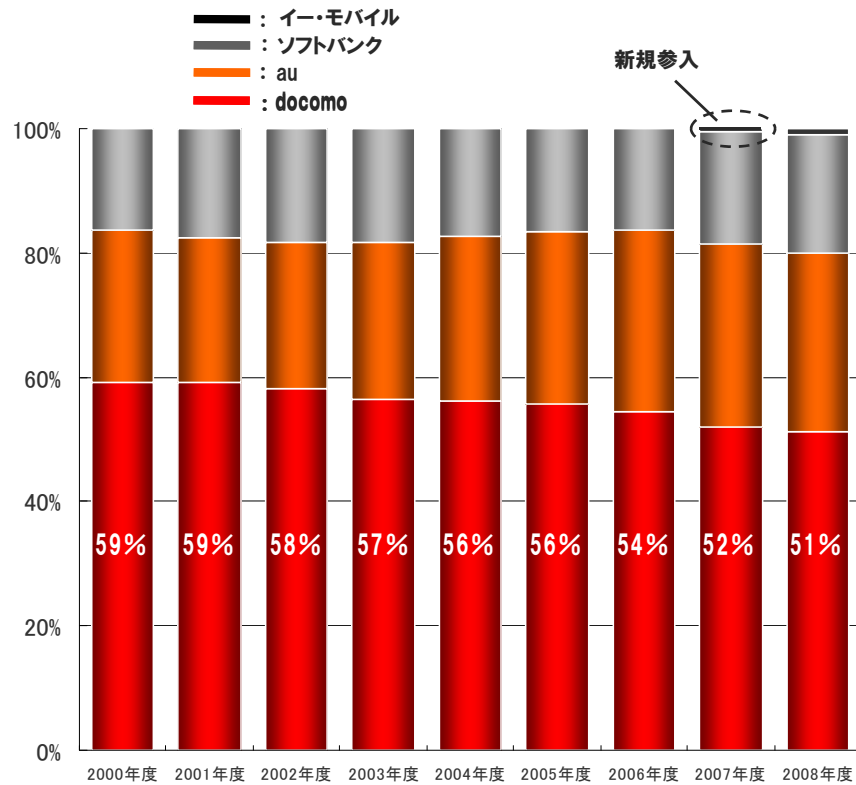
<理由>

- ・MVNOの出現等、携帯電話を取り巻く市場環境が大きく変容。全携帯事業者と同様なスキームで接続や連携を図るニーズが拡大。現行のシェアに基づく非対称規制は馴染まなくなりつつある。
- ・MNO事業者間のみならず、MVNO事業者とも競争が拡大しており、当社の市場支配力は相対的に低下。
(資料1、2)
- ・当社はMVNOも含め、接続に前向きに取り組むとともに、接続料の低廉化も図ってきており、海外事業者と比較しても遜色ない水準。今後も会計整理に従い、端末奨励金見合いを除外することで大幅に低廉化を実現。
一方で、規制対象事業者とその他の事業者との接続料格差が拡大。結果として統一的なユーザ料金設定の維持が困難となり、ユーザ利便性に支障が生じる恐れ。(資料3～6)
- ・第二種指定電気通信設備制度は、「市場からの排除がないようにするための最低限の担保措置」として導入されたもの。全事業者が遵守することが望ましいレベルの規制と考えられる。
- ・主要諸外国において、特定の携帯事業者に対する非対称的な規制は存在しない。(資料7)

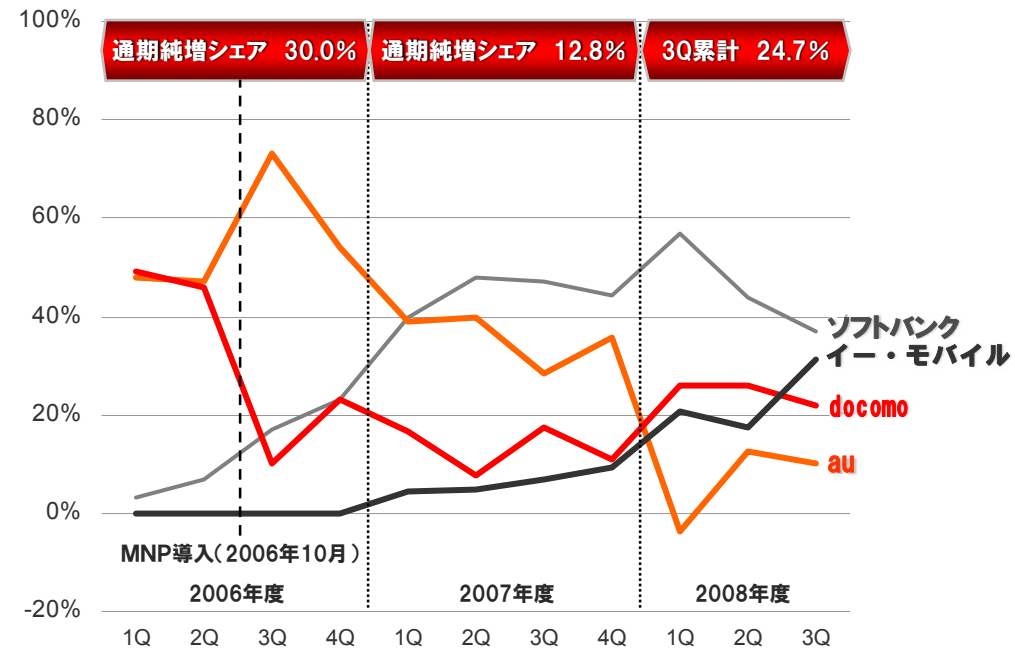
(資料1) 携帯電話市場におけるシェア推移

・ 携帯電話市場においては、MNPの導入以降、競争の激化により、純増シェア変動が著しい。
その結果、当社のシェアは大きく減少。

■ 総契約シェア (2008年度は12月末現在)



■ 純増シェア



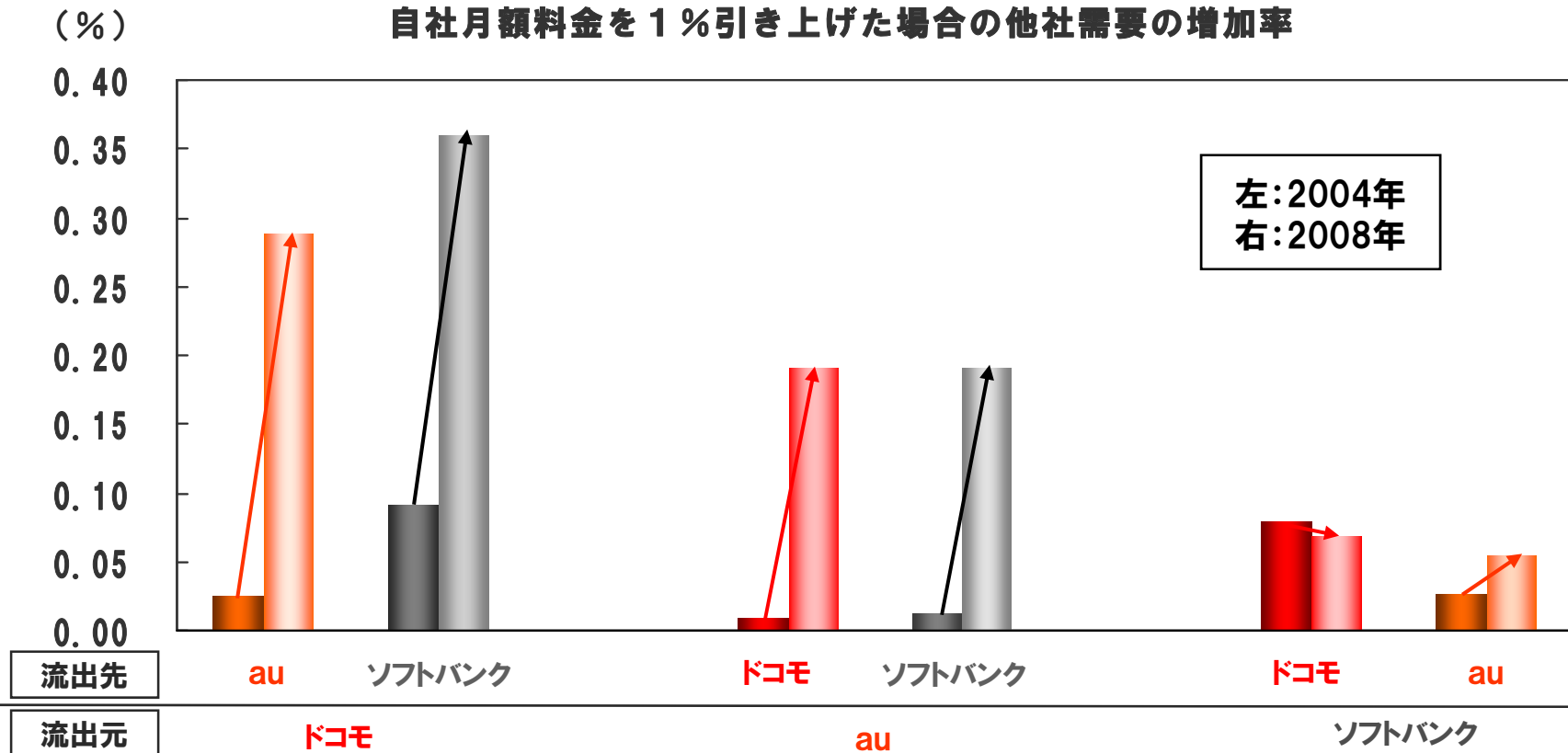
出典:TCA

※MVNOの契約数は、MNOに含めている。

(資料2)ドコモの市場支配力の動向

- ・携帯電話市場における価格弾力性に関する調査によれば、2004年に比べ2008年においては、ドコモが価格を上げた場合、他社へ流出する割合が大幅に上昇している。
- ・これは、ドコモから他社への需要の代替性が増加し、ドコモが価格を維持できる力が弱まっていることを示している。
- ・このように、ドコモの市場支配力は低下傾向にある。

自社月額料金を1%上げた場合の他社需要の増加率



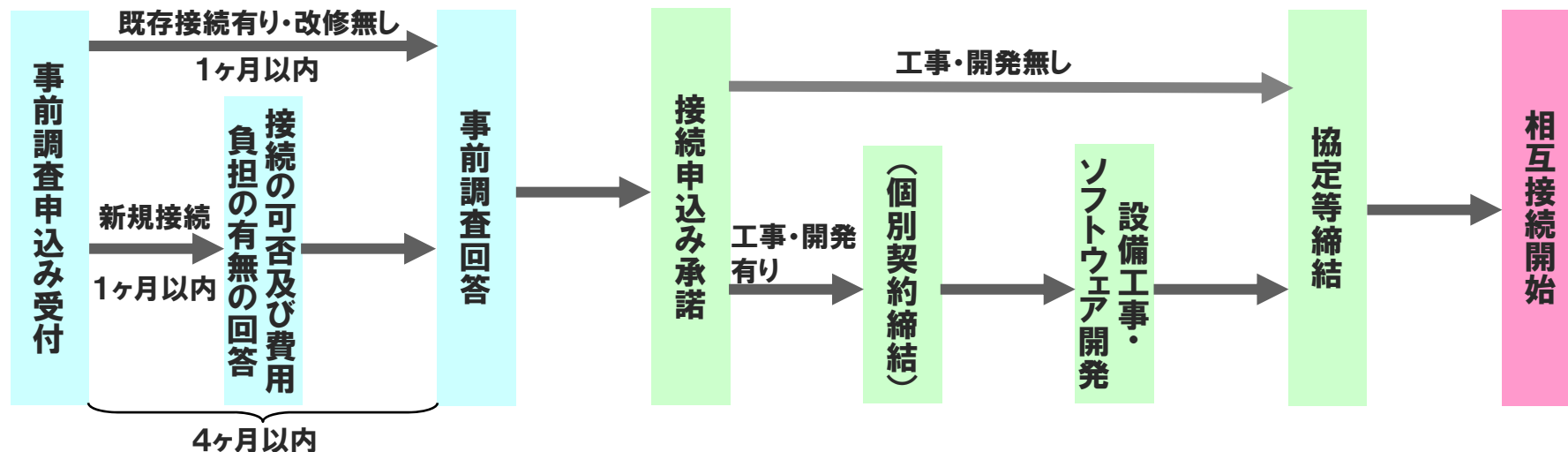
出典:2004年 京都大学依田教授と総務省共同研究(2004.9)

2008年 情報通信総合研究所野口氏による調査(2009.2)[依田教授と総務省の共同研究の手法に準拠して調査を実施]

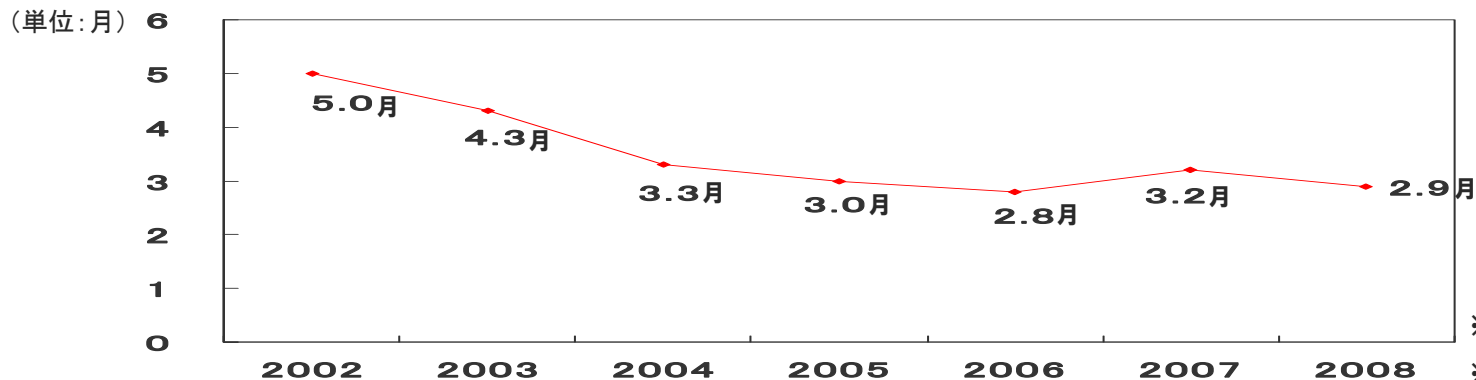
(資料3)当社の接続の円滑化に対する取組み

- 当社は接続約款を策定し、接続に必要な手順や期間および費用等について公開することで、他事業者が円滑に接続できる環境を提供。

接続手順イメージ



事前調査申し込みから接続までの平均期間の推移



※紛争案件除く

※2008年度は12月末現在

(資料4)MVNOの状況

- ・ MVNO要望に対し、専用の問い合わせ窓口や接続約款・卸契約約款を策定・公表し、提供までの円滑化を図っている。
- ・ 今後もMVNOによる新規参入は更に増加していく見込み。

【MVNOに対する当社の取組み】

時期	内容
平成20年7月	接続・卸を問わずMVNOに関する一元的な窓口を設置 ・mvno@nttdocomo.co.jp(NTTドコモ 企画調整室)
平成20年8月	帯域幅接続に関する接続約款を公表 ・10Mbpsあたり 1500万円(月額) ・1回線あたりの管理機能 110円(月額)
平成20年12月	卸データFOMAサービスに関する卸契約約款を公表 ・対象料金プラン データプランバリュー(SS, S, M, L, LL) ・割引率 契約期間条件なし 25% 契約期間条件あり 35%(最低1001回線～) ・割引対象 基本使用料、国内パケット通信料

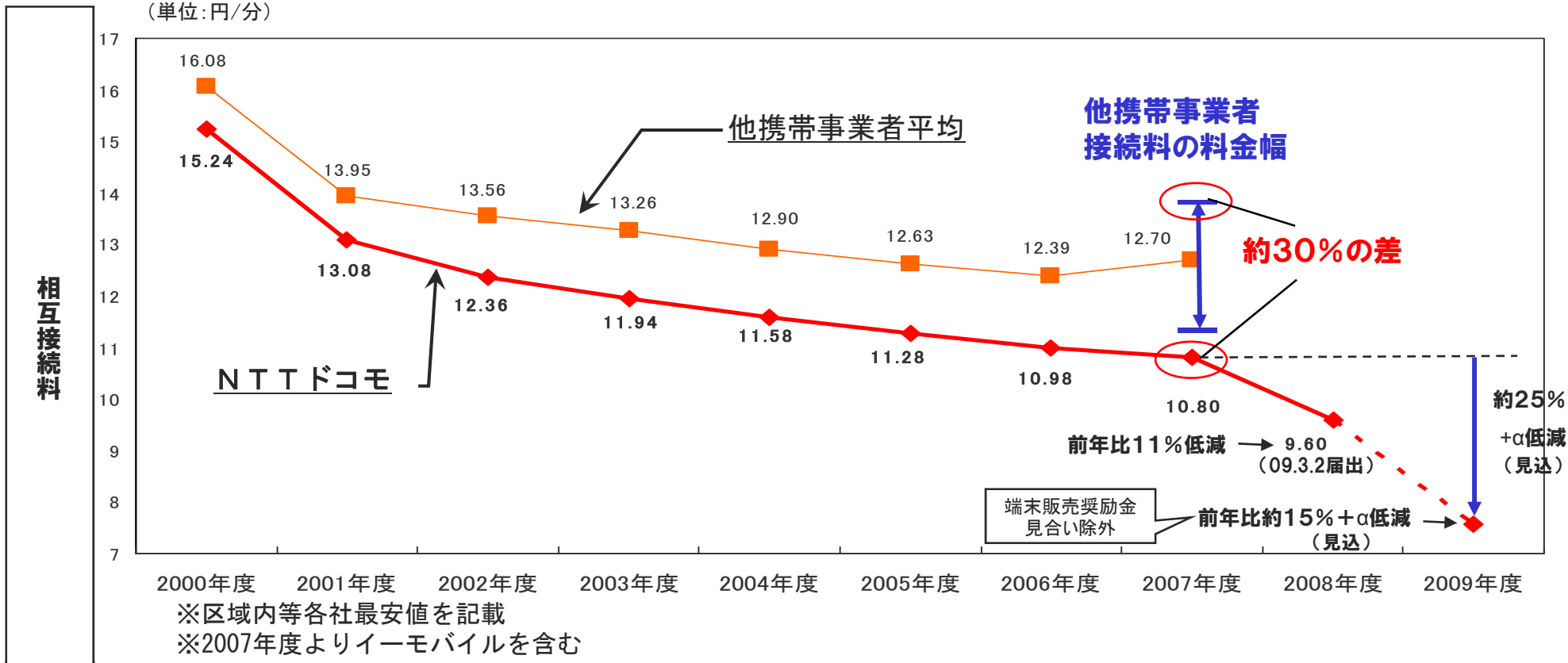
【MVNOの具体例】

社名	サービス概要(各社HPより)	事業開始時期	提供形態
象印マホービン	ポットに無線通信機を内蔵、その情報を携帯電話、PCで確認可能	—	卸役務
日本通信	iモード端末へのiモード代替ISPサービス提供	07/12	接続
IJ	法人向け3.5Gによる下り最大7.2Mbpsの高速データ通信	08/01	卸役務
アツカ・ネットワークス	法人向け3.5Gによる下り最大7.2Mbpsの高速データ通信	08/06	卸役務
NTTコミュニケーションズ	法人向け3.5Gによる下り最大7.2Mbpsの高速データ通信	08/07	卸役務
日本通信	法人・個人向けUSB型データ通信サービス	08/08	接続
富士通	法人向け3.5Gによる下り最大7.2Mbpsの高速データ通信	08/10	卸役務
ウィルコム	法人向け3.5Gによる下り最大7.2Mbpsの高速データ通信	09/03	卸役務
ノキアジャパン	VERTUブランドによる高級端末	09/05	卸役務
日本通信	i-mate社(ドバイ)製のスマートフォン	未定	未定

この他、10社以上からMVNO提供の要望あり

(資料5)携帯接続料の推移

- ・ 当社は新たな技術導入やネットワークの高度化を図りつつ、接続料の低廉化に努めている。
- ・ 一方、規制を受けていない一部の事業者の料金は相対的に高止まりしており、各社間の接続料水準の格差は、拡大傾向にある。



MVNO 向け 帯域 料金	課金単位	料金(月額)
	10Mb/s	1440万円
	1回線あたりの管理機能	110円

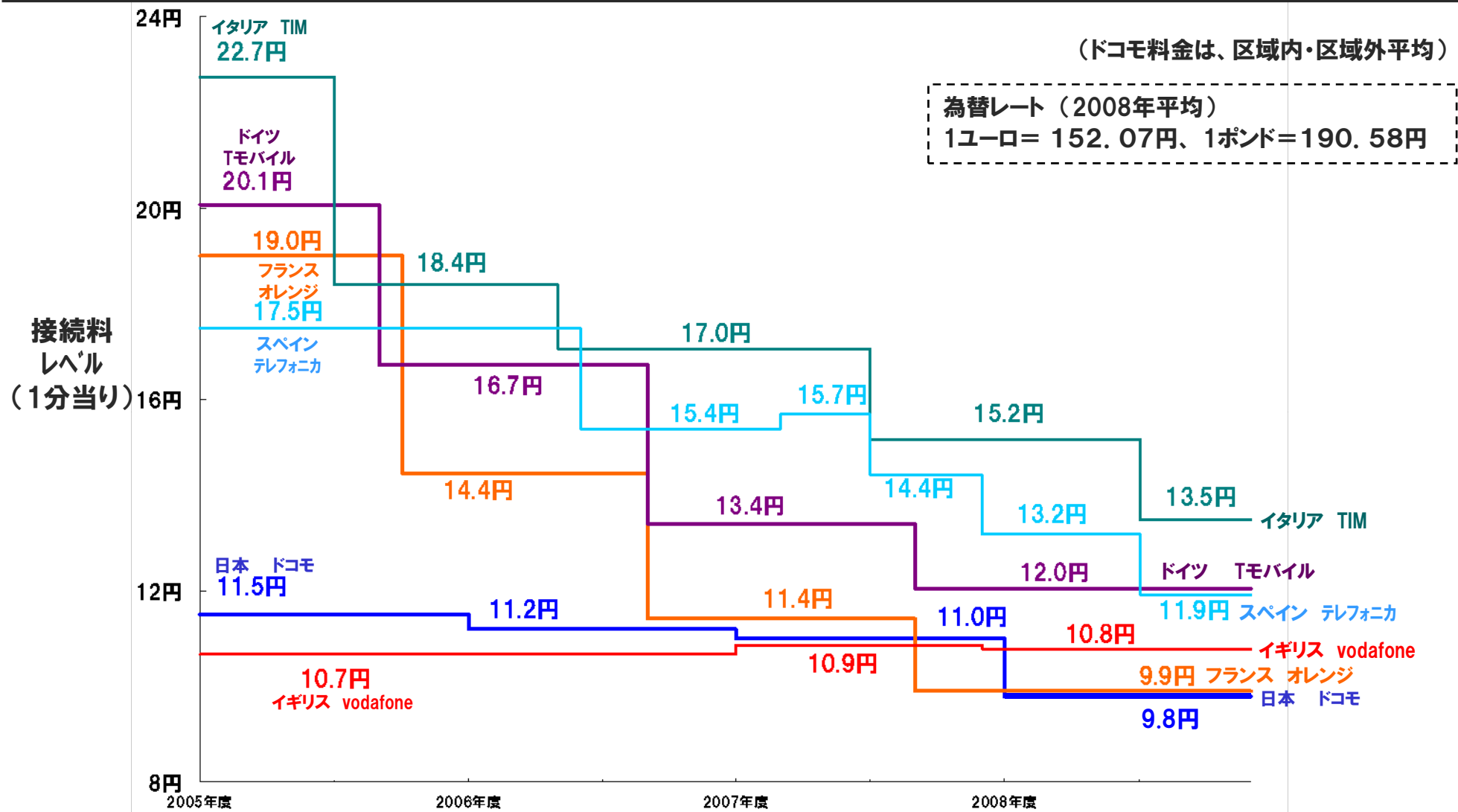
※左記の他に下記の費用等が必要

- ・ 10Mb/sを超える1Mb/sあたり 144万円/月
- ・ 課金情報提供機能 16円/回線・月

【09.3.2届出】

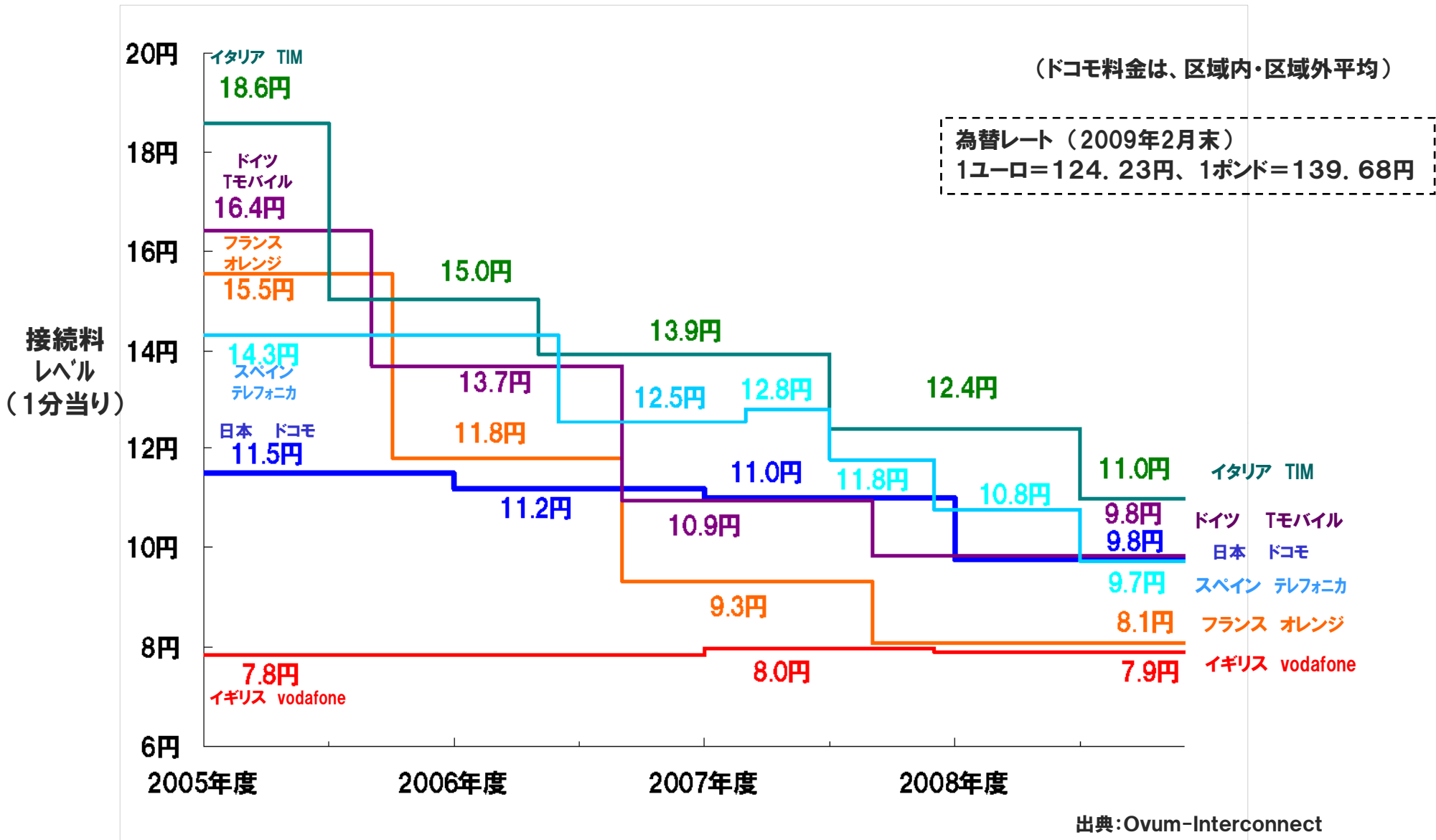
(資料6-1) 諸外国との接続料比較

- 当社の接続料は海外と比較し、遜色のない水準。
- なお、米国の携帯電話においては、ぶつ切り料金設定となっており、接続料の概念がない。



出典: Ovum-Interconnect

(資料6-2) 諸外国との接続料比較 (直近 (2月末) の為替レート)



- ・移動体について、欧州では全ての事業者がSMP(Significant Market Power:市場支配力)事業者に指定されている。また、米国では規制対象事業者がなく、非対称規制は存在しない。
- ・各国とも移動体と固定の規制水準に差が設けられている。また、移動体と固定、それぞれの規制は欧州と日本とではほぼ同等の水準となっている。
- ・アンバンドル規制については、移動体に課している国はない。

		日本		米国		英国		フランス		ドイツ		イタリア		スペイン	
		移動体	固定	移動体	固定	移動体	固定	移動体	固定	移動体	固定	移動体	固定	移動体	固定
非対称規制事業者		NTTドコモ KDDI	NTT東西	なし	ILECs (既存固定電話事業者)	全事業者	BT キングストン	全事業者	FT	全事業者	DT	全事業者	TI	全事業者	テレフォニカ
接続規制	相互接続義務	○ (限定的な拒否事由に該当しない限り応じる義務)	○ 同左	—	○ (妥当なアクセスに応じる義務)	○ (妥当なアクセスに応じる義務)	○ 同左	○ (妥当なアクセスに応じる義務)	○ 同左	○ (妥当なアクセスに応じる義務。コロケーション含む)	○ 同左	○ (妥当なアクセスに応じる義務)	○ 同左	○ (妥当なアクセスに応じる義務)	○ 同左
	発信・アクセス(MVNO等)	○	○	—	○	×	○	△ (SFRのみ免許条件に基づき即提供)	○	×	○	×	○	○	○
	アンバンドル提供義務(省令等による機能細分化、事前料金公表)	×	○	—	○	×	○	×	○	×	○	×	○	×	○
	接続約款	公表	○	○	—	○ (料金のみ)	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	認可	×	○	—	○	×	×	×	○	○	○	×	×	×	×
	適正な接続料設定	○ (適正な原価に適正な利潤を加えたもの)	○	—	○	○ (プライスカップ)	○	○ (プライスカップ)	○	○ (事前認可)	○	○ (プライスカップ)	○	○ (プライスカップ)	○
	公平・無差別性確保	○	○	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
会計分離	×	○	—	○	×	○	×	○	×	○	×	○	×	×	
ローミング	×	—	○ (周波数割当同一地域は適用外)	—	×	—	○ (3G事業者は免許条件として新規事業者に対する6年間の提供義務あり)	—	×	—	×	—	○ (シェア2位のVodafoneは免許条件として新規事業者に対して提供義務あり)	—	

※固定の規制は主に、EU規制枠組みにおける市場3「固定個別網通話着信」のSMP規制を対象とする。

(2) 第二種指定電気通信設備規制レベルの在り方

- 接続における「最低限の担保措置」としての第二種指定電気通信設備規制は現状レベルの維持を基本とし、不可欠設備としての第一種指定電気通信設備と同等の規制を課すことは合理的ではないと考えます。
- FMC等の新たな事業分野は、利用者数も極めて少なく、事業者が創意工夫によりサービスを創出している揺籃期に位置付けられることから、当面の間、市場の自由な事業展開に委ねるべきと考えます。

		非対称規制事業者			左記以外の事業者	
		固定	移動体			
指定基準		第一種指定電気通信設備 〔・他社の事業展開上不可欠 ・協議に圧倒的に優位な立場〕	第二種指定電気通信設備 〔・設備の代替性が確保 ・相対的に強い交渉力〕			
		加入者回線シェア50%超	特定移動端末シェア25% かつ売上高シェア25%超 その他事情を勘案			
対象事業者		NTT東西	ドコモ	KDDI		
接続規制	接続義務	相互接続	○	○	○	○
		MVNO	○	○	○	○
	アンバンドル提供義務	○	×	×	×	
	接続約款作成・公表		○	○	○	×
		認可	○	×	×	×
	適正な接続料設定	○(LRIC)	○	○	×	
	公平性・無差別性の確保	○	○	○	×	
会計分離	○	×	×	×		
行為規制	情報の目的外利用	○	○	×	×	
	不当な差別的取り扱い	○	○	×	×	
	製造・販売業者等への不当な干渉	○	○	×	×	
	サービス別収支会計報告・公表	○	○	×	×	

(3) 接続約款の届出制・アンバンドル規制の在り方

- 変化の激しい携帯電話市場においては、接続約款は、現行通り、手続きが柔軟に行える届出制が望ましいと考えます。
- 携帯電話に対し、固定電話と同様のアンバンドル規制を導入する必要性はないと考えます。

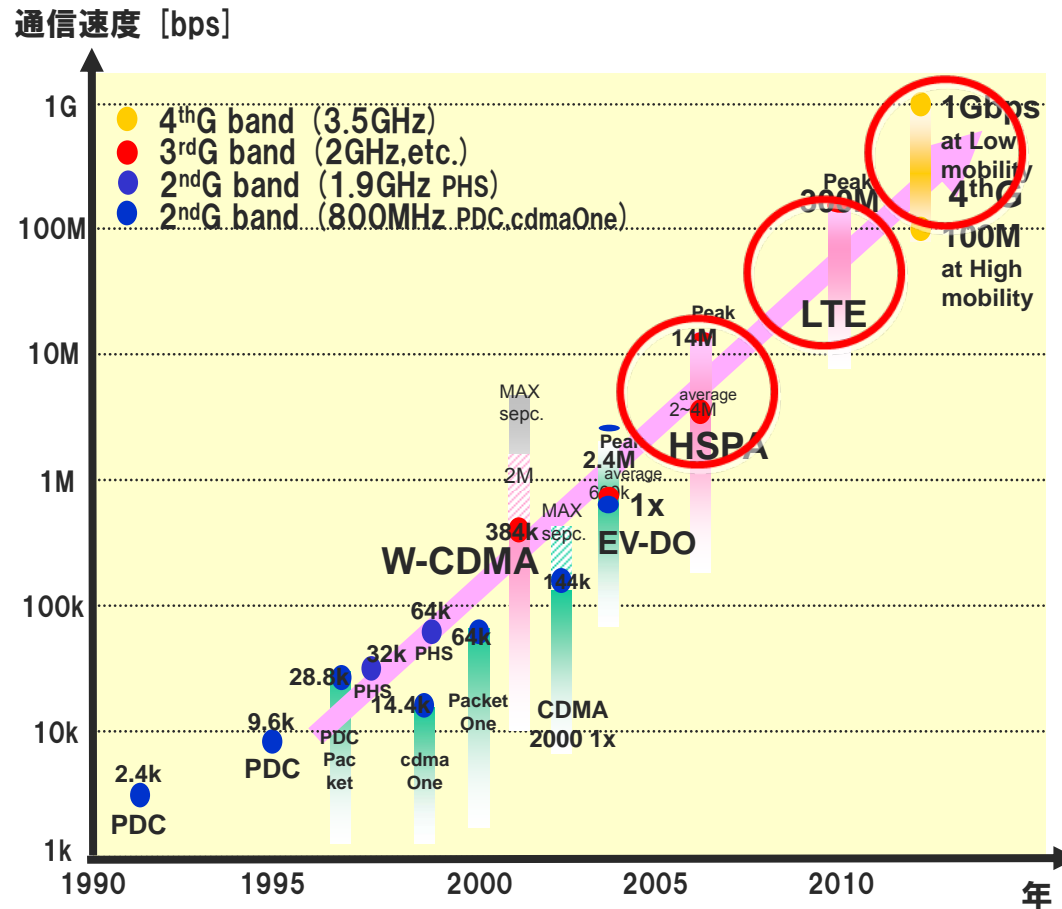
<理由>

- ・アンバンドル規制は、不可欠設備を対象に導入されたもの。不可欠設備でない携帯電話設備への導入の必要性はない。
- ・接続事業者の要望を受けた機能毎の提供については、現在既の実施しており、接続約款でも規定しているところ。今後も協議により合意形成を図るのが基本。仮に合意形成が図られなかった場合でも紛争処理等、現行の仕組みで事後的に十分対応可能。
- ・技術革新や設備の高度化が急速に進展する携帯電話事業では、国が予め設備形態・方式等を定義する必要のあるアンバンドル規制は馴染まない。事業者がネットワーク構築の自由度を確保することが最も効率的。(資料8)
- ・主要諸外国でも、携帯電話設備にアンバンドル規制を導入している事例は無い。(資料7)
- ・仮に、日本のみ携帯電話の規制格差を片務的に突出して強化することは、ボーダレス化・グローバル化が急速に進展しつつある携帯電話市場において、国際競争力の低下など国益を損なう恐れ。

(資料8)技術革新と設備の高度化

- 携帯電話は技術革新や設備の高度化が急速に進展しており、ネットワークの進化が続いている。
- FOMAネットワークは面的拡大を終え、設備投資は一巡したが、サービスレベル(高速化・大容量化等)の質的向上のために 約7,000億円規模の設備投資を継続。

技術革新の推移



(1) 「適正な原価」や「適正な利潤」の内容・算定方法の明確化

- 「適正な原価」や「適正な利潤」の内容・算定方法の明確化を図ることに賛同しますが、その適用にあたっては、全ての携帯事業者を対象とすべきと考えます。

<理由>

- ・携帯事業者の接続料水準は区々となっており、着信先によらない統一的なユーザ料金が設定しにくいことからユーザ利便性に支障が生じる恐れ。
特に、規制を受けていない一部の事業者が高額な接続料を設定しているのではないかと懸念あり。
- ・算定方法の統一化・明確化は、全携帯事業者が遵守すべき事項であること。
- ・欧州でも、事業者間の接続料水準の格差解消が図られているところ。

(2) 規制会計（電気通信事業会計・接続会計）の導入について

- 算定方法の明確化を図る以上、算定方法の検証は必要と考えます。
但し、その公表にあたっては必要以上に多岐かつ詳細な情報とならないよう配慮が必要であると考えます。

(3) 情報の公開による透明性の確保

- 第二種指定電気通信設備設置事業者以外は接続料水準を公表しておらず、必要な情報を同等にオープンにし、透明性を確保するよう配慮いただきたい。

(1) ローミングのルール化について

- 周波数の割当てを受けた事業者は自ら設備構築し、事業を行うことが原則であると考えます。
- ルール化そのものは否定しませんが、仮にルール化を図る場合、ローミングはあくまで新規参入事業者を対象(既存事業者への提供を強いられない)とする時限的な措置であることを前提に、適用条件の明確化が必要と考えます。

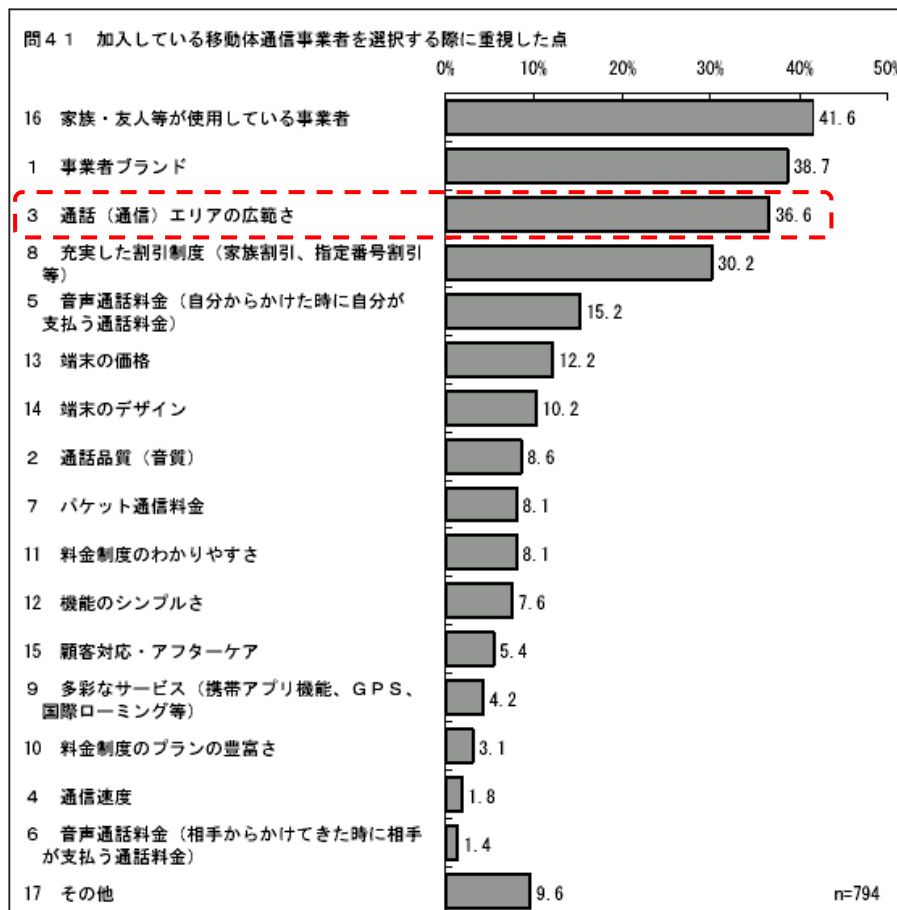
<考え方>

- ・周波数の割当てを受けた事業者は自らの責任で設備構築し、事業を行うことが原則。
- ・携帯事業者のエリア展開は競争状況を左右する重要なファクターである。(資料9)
- ・エリア展開にハンディを背負う新規参入事業者に、一定期間のローミングは合理性があるが、ビジネススペースの合意形成を基本とするとともに、設備投資インセンティブ・健全な設備競争維持の観点から、以下の条件の明確化が必要。(資料10)
 - ①新規参入事業者を対象とし、一定のエリア構築までの時限的な措置として位置付ける。
 - ②競争の最重要ファクターである設備を提供すること、高コストなルーラルエリアの提供要望が中心と考えられることを踏まえ、提供側にもメリットを生じさせるためのビジネススペースの合意形成の明確化。
 - ③ローミングを提供する事業者は全ての既存携帯事業者とする。
- ・諸外国でも、一部の国において、あくまで新規参入事業者を対象に時限的なローミング義務を課しているが、それ以外の国では規制は無い。(資料7)

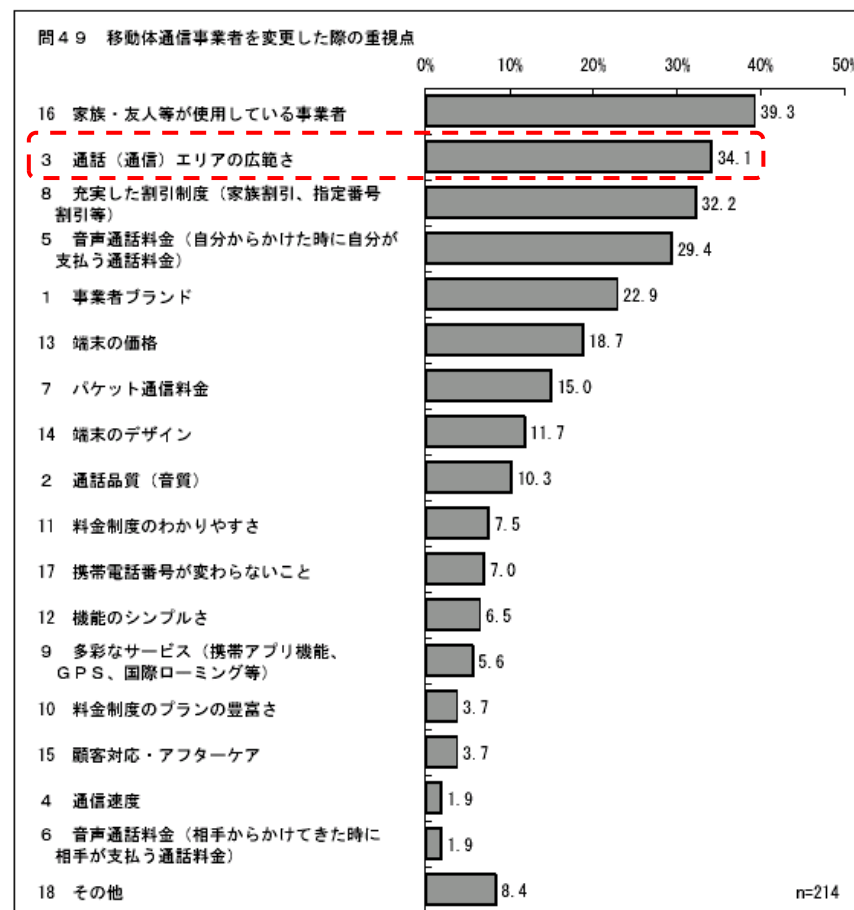
(資料9)携帯電話事業におけるエリアの重要性について

・ 1/3以上のユーザは、現在加入しているキャリアおよびキャリア変更を行った際に重視した点として、「エリアの広さ」を挙げており、ユーザのキャリア選択において、エリアは重要な要素となっている。

【現在加入キャリア選択時の重視点】



【キャリア変更時の重視点】



出典:平成19年度電気通信サービスモニターに対する第1回アンケート調査結果(総務省)

- 新規参入事業者はエリア展開にハンディを負っていることに鑑み、当社は、エリア補完のためのローミングを、新規事業者に課せられた設備構築期間を踏まえ、時限的な措置として実施している。

2008年3月28日よりイー・モバイルはローミングサービス開始

項目	提供条件
サービス提供	ドコモ(音声、64kb/sデジタル通信、パケット通信、SMS)
契約形態	イー・モバイルユーザとドコモの個別契約
提供期間	<ul style="list-style-type: none"> 国内ローミングは2010年10月末までの提供予定(開設計画認定から5年後) ただし、国内ローミング提供各道県において、イー・モバイルサービスの人口カバー率が50%を超えた時点で、ローミングサービスは終了予定。
提供エリア	<p>東名阪・北海道(札幌)・宮城・福岡等を除くエリア</p> <ul style="list-style-type: none"> ・北海道(札幌近郊を除く) ・東北地方5県(青森県、秋田県、岩手県、山形県、福島県) ・関東・甲信越地方1県(長野県) ・北陸地方3県(富山県、石川県、福井県) ・中国地方5県(鳥取県、岡山県、島根県、広島県、山口県) ・四国地方4県(香川県、愛媛県、徳島県、高知県) ・九州・沖縄地方7県 (大分県、宮崎県、佐賀県、長崎県、熊本県、鹿児島県、沖縄県) <p>※2008年10月末現在</p>



(2) 設備共用のルール化について

○鉄塔等の設備の共用については、現行、新規参入事業者も含めた事業者の自主的な取組みにより進められており、特にルール化は必要ないものと考えます。

鉄塔等基盤設備の共用の取組み

項目		取組み
事業者間の自主的取組みによる共用		行政及び基地局オーナー・周辺住民等の理解を得易くするために鉄塔の共用が必要な場合には、相互協力のもと構造上可能であれば、鉄塔の共用を実施。
行政からの要請に基づく設備構築時の共用	エリア整備事業	自治体より全事業者に公募される事業に対し、他事業者も同一事業を検討する場合は共用する。
	景観対策等の条例	条例により、他事業者への共用の意思確認を定められている場合、他事業者からの要望を確認し共用する。

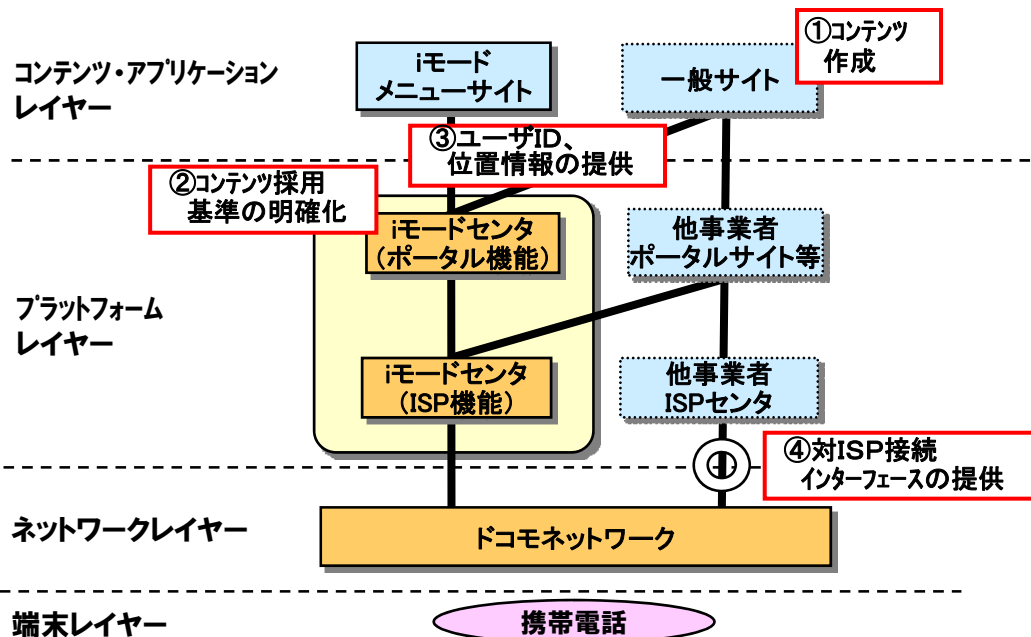
4. 通信プラットフォームのオープン化について

○通信プラットフォーム機能のオープン化については、規制として導入するものではなく、ビジネスベースを基本としつつ、「オープン型モバイルビジネス環境」を実現する観点から、全ての携帯事業者が取組むべき課題であると考えます。

<理由>

- ・当社は従前より通信プラットフォームのオープン化に前向きに取り組んでおり、今後もニーズ等に応じ、プラットフォーム連携に取り組んでいく。
- ・通信プラットフォーム研究会報告書においても、以下の通り指摘されている。
 - ①各事業者の自由な合意形成に委ね、市場の発展を促す仕組みが必要。
 - ②コンテンツビジネスの活性化を図る観点から、全ての携帯事業者に同等の枠組みを確保。
- ・欧米各国においても、ビジネスベースが基本。

【iモードオープン化の取組み】



オープン化メニュー	取組み内容
①コンテンツ作成	HTML、iアプリ、iエリア(位置情報)、Felica 等の仕様や各種ツール類を広く公開
②コンテンツ採用基準の明確化	「iモードメニュー掲載基準」をホームページ上に公開し、コンテンツ採用手続きの透明性を確保
③ ユーザIDの提供	全てのiモードのサイトに対し、iモードIDを提供
③ 位置情報の提供	全てのiモードのサイトに対し、位置情報を提供
④対ISP接続インターフェースの提供	iモード端末から他社ポータル(ISP)への接続インタフェース提供